

試験計測（依頼試験）及び機器使用における手数料・使用料の減免について

項番	減免が適用される条件	減免適用期間	減免割合	提出いただく書類
2	「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づく経営革新計画の承認を受けた県内中小企業者で、計画承認に係る研究開発のための試験等 事業の詳細はこちら http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f105/	承認された期間	50%	<ul style="list-style-type: none"> 承認書の写し 計画書の写し 減免申請書
3	神奈川県産業集積促進方策に基づく施設整備等助成制度による助成対象と認定され、助成金を交付された設備投資に係る中小企業の事業所（既存の県内中小企業については、他の事業所を含む。）からの試験等	5年間 （当該制度はすでに終了したが、助成金を交付された設備投資に係る事業所において、当該設備による操業開始日から5年間に限り適用する。）	50%	<ul style="list-style-type: none"> 交付決定通知書の写し 減免申請書 認定日から5年が経過している場合は、操業日が確認できるもの（操業開始届の写し等）
4	「創造的新技术研究開発計画認定要綱」に基づく創造的新技术研究開発計画の認定を受けた県内中小企業で、計画認定に係る試験等 事業の詳細はこちら http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3459/	認定された期間	50%	<ul style="list-style-type: none"> 認定書の写し 減免申請書
5	「神奈川県産業集積支援事業認定要綱」に基づく事業認定（「インベスト神奈川 2nd ステップ」の事業認定）を受けた県内の中小企業者が実施する当該認定に係る試験等	5年間 （認定された日から起算して5年間）	50%	<ul style="list-style-type: none"> 認定書の写し 計画書の写し 減免申請書
6	「神奈川県企業立地支援事業認定要綱」に基づく事業認定（「セレクト神奈川 100」の事業認定）を受けた県内の中小企業者が実施する当該認定に係る試験等	5年間 （認定された日から起算して5年間）	50%	<ul style="list-style-type: none"> 認定書の写し 計画書の写し 減免申請書
7	「かながわイノベーション戦略的支援事業」として事業認定を受けた県内の中小企業者が実施する当該認定に係る試験等	認定された期間	50%	<ul style="list-style-type: none"> 認定書の写し 計画書の写し 減免申請書

減免申請書は窓口にお尋ね下さい。